群馬大学科学者行動規範

平成 19 年4月1日 学長裁定 改正 平成 28 年4月 27 日

群馬大学は、二十一世紀を多面的かつ総合的に展望し、地球規模の多様なニーズに応えるため、独創的な科学研究を展開するとともに、基礎科学と実践的・実学的研究との融合を図りつつ、時代と社会の要請に応じた新しい知の創造を目指している。そのため、本学において研究活動を行うすべての科学者には、深遠な学理とその応用を考究する者として、社会からの信頼と負託に誠実に応えるべき責務が求められている。科学がその健全な発展によって、より豊かな人間社会の実現に寄与するためには、科学者が社会に対する説明責任を果たし、その行動を自ら厳正に律するための倫理規範を確立することが必要である。これらの基本的認識に立ち、本学に所属する科学者個人の自律性に依拠する行動規範を次のとおり策定する。

- 1. 科学者は、自ら生み出す専門的知識や技術の質を高めるために恒常的な努力を継続するとともに、得られた成果の活用により、人類の福祉と社会の発展に貢献する責務を有する。
- 2. 科学者は、学問の自由の下に、自らの専門的判断により真理を探究するという権利 を享受できることが、社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、研究活動 において、常に誠実に判断し、行動する。また、科学研究によって生み出される知の 正当性を客観的、科学的に立証するために最大限の努力を払い、専門的分野における科 学者相互の評価に積極的に参加する。
- 3. 科学者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究データの捏造、改ざん、盗用は行わないことはもとより、研究結果に対する社会や科学者相互の評価と批判を可能とするために、その科学的根拠の透明性を保持する責務を有する。また、科学者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能とする公正な研究環境の確立にも積極的に取り組む。
- 4. 科学者は、研究の実施、研究費の使用等に当たっては、法令や関係規則を遵守する。
- 5. 科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。
- 6. 科学者は自らの判断と行動において、常に個人と組織、異なる組織間の利益相反に 注意を払い、公共性を重視して適切に対応する。また、他者の業績を正当に評価し、 名誉や知的財産権を尊重する。

附則

この行動規範は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この行動規範は、平成28年4月27日から施行する。